R６/１１/１～

コインロッカー使用約款

第１条　　収容できないもの

（1）　揮発性または爆発物の危険物品
（2）　死体
（3）　銃砲刀剣類および犯罪の用に供されるおそれのあるもの、その他法令により一般人の所持を禁止されているもの
（4）　ロッカーを汚したり、こわしたりするおそれのあるもの、その他ロッカーを含む周囲の施設等に損害を及ぼすおそれのあるもの
（5）　不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの
（6）　動物
（7）　現金、有価証券、宝石、貴金属、書画、骨董等の高価品、貴重品、及び重要書類その他の資料

第２条　　使用期限

（1）　大和ハウス　プレミストドームの当日の営業時間内に限ります。
（2）　預け入れの物品が 2 日間以上にまたがる場合は、預け入れの日の営業時間終了後に開扉のうえ物品を回収させていただきます。
（3）　使用期限を経過したときは、収容品を札幌ドーム所定の保管場所に移し、その日から数えて 14 日間保管します。

第３条　　収容できないものを入れた場合等の処置

（1）　使用期間中および使用期限経過後の保管期間中において、その物品が第 1 条（収容できないもの）に該当するものであることがわかり、または、その疑いがあるときは、当社において開扉のうえ、その実情に応じて保管・廃棄そのほか適当な処置をすることがあります。
（2）　ロッカーに爆発物等が収納されている疑いがあって緊急を要するときは、当社において、その疑いのあるロッカーを開扉のうえ、前項と同様な処置をすることがあります。
（3）　当社において必要があると認めたときは、物品の出し入れに立ち会うことがあります。

第４条　　使用料金

（1）　当日営業時間内又は 1 回につき 300～500 円です。使用期限を超過した場合は、1 日につき 300 円～500 円の超過料金を請求いたします。

第５条　　物品の収容方法

（1）　扉（とびら）をあけ、物品を収容したあと、300～500 円に預り金 100 円を加えた金額（全て 100 円硬貨）を入れて施錠し、その鍵は使用者が保管していただきます。
（2）　使用期間中は、「お帰りボタン」を押すまでは何回でも施解錠ができます。
（3）　解錠した状態で「お帰りボタン」を押すと、預り金の 100 円が返却され施錠できなくなります。

第６条　　鍵を紛失した場合の扱い方

（1）　鍵を亡失した場合は、第 10 条に定める連絡先へご連絡ください。
（2）　物品の受取に際しては身分証明書またはこれに代わるものを拝見いたし収容品の明細を提出していただき、現品と一致したときにはじめてお引渡しいたします。この場合鍵の交換費として **3,000 円(税込)** をお支払いいただきます。

第７条　　物品をお引取りにならない場合の処置

（1）　ロッカー使用開始の日を含め 14 日経過後も物品をお引取りにならないときは、使用者が物品に対する権利を放棄したものとみなし、当社においてその物品を廃棄、売却します。なおその代金は、保管料及びその他の費用に充当します。

第８条　　使用者の賠償責任

（1）　コインロッカーを破損した場合または他のコインロッカーの収容物に損害を与えた場合など、利用者が当社または第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

第９条　　賠償責任

（1）　次の各号に該当するときは、ロッカー内にて使用中、又保管中の物品に対して、当社は賠償の責任を負いません。
　ア　第 1 条で収容できない物品を収容された場合。
　イ　鍵の紛失または盗用、使用者が完全な施錠をしなかった事により使用者が損害を受けたとき。
　ウ　天災、事変そのほか不可抗力により、物品が滅失、破損または変質したとき。
　エ　関係官公署から物品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき。
　オ　そのほか当社の責任に帰さない場合。
　カ　使用者はロッカーの故障、その他の理由により、物品の取り出しに時間を要し、使用者の予定する時間に間に合わないことがあったとしても、当社としてはその責任を負いません。
（2）　収容品の消滅又は、棄損等の損害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償金は 3 万円を限度とします。

第１０条　　連絡場所・その他

（1）　ロッカーの使用に関する問い合わせ、及び使用期限経過後の保管期間中の物品の引渡しについては、午前 9 時～午後 5 時までに下記の場所において申し出ください。また営業時間外の取り扱いは一切いたしません。
（2）　コインロッカー使用に対しての領収書発行はいたしません。

株式会社札幌ドーム / TEL 011-850-1000

エイプラスサービス株式会社 / TEL 011-631-1171